

## 川崎市耐震シェルター等設置助成金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日

27 川ま建管第 3341 号

市長 決 裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、木造住宅の所有者等に対して、耐震シェルター等を設置するための費用の一部を助成し、耐震シェルター等の設置の促進を図ること  
で、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手し、木造で建築された一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）をいう。

(2) 所有者等 次のいずれかの者をいう。

ア この要綱に基づく耐震シェルター等の設置を行う木造住宅の所有者又は所有者から委任を受けた者

イ 市長がアに掲げる者と同等と認める者

(3) 耐震シェルター等 地震による木造住宅の倒壊から生命を守るための装置で、川崎市耐震シェルター等設置助成金交付要領（27 川ま建管 3369 号）に定める耐震シェルター、防災ベッド及びテーブル

(4) 診断士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士で、同法第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所

所に所属している者をいう。

(5) 耐震診断 診断士が実施する法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断（敷地の整備に関するものを除く。）で、法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより行うものをいう。

（事業要件）

第 3 条 この要綱に定める事業の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市内に所在する木造住宅であるもの。ただし、耐震シェルターを設置する場合にあっては、長屋又は共同住宅を除く。

(2) 耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと確認された木造住宅であること。

(3) 1 階に耐震シェルター等を設置する木造住宅であること。

(4) 法第 7 条第 3 号に掲げる建築物でないもの

(5) 他の要綱に基づく助成金の交付による耐震改修を実施していないもの

2 事業の対象となる者は、木造住宅の所有者等とする。

（助成の制限）

第 4 条 助成金の交付は、耐震シェルターについては、木造住宅 1 棟につき 1 回限りとし、防災ベッド及びテーブルについては、木造住宅に居住している者の人数分を限度とし、1 回限りとする。ただし、同一木造住宅において、耐震シェルター、防災ベッド及びテーブルを重複して申請することはできない。

(申請及び通知)

第5条 この要綱による助成金の交付を受け、耐震シェルター等の購入又は設置を行う者（以下「申請者」という。）は、川崎市耐震シェルター等設置助成金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長へ助成金の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、第3条に定める要件を満たしているかを審査し、助成金を交付することを決定したときは、川崎市耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定により交付決定を受ける前に、耐震シェルター等の購入及び設置をしてはならない。

4 市長は、第2項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、川崎市耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書（第3号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

(変更申請及び通知)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた助成金の額に変更が生じるときは、川崎市耐震シェルター等設置助成金交付変更申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、あらかじめ市長に助成金の額の変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市耐震シェルター等設置助成金交付変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市耐

震シェルター等設置助成金交付変更不承認決定通知書（第6号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

- 4 申請者は、助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、川崎市耐震シェルター等設置助成金変更届（第7号様式）に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（取止届）

第7条 第5条第2項の規定による通知を受けた申請者は、耐震シェルター等の購入又は設置を取り止めようとするときは、速やかに川崎市耐震シェルター等設置助成金取止届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第8条 第5条第2項の規定による通知を受けた申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、同条第1項に基づく申請を行った年度の1月末日まで又は耐震シェルター等を設置した日から30日以内のいずれか早い方に川崎市耐震シェルター等設置助成金完了報告書（第9号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の報告があったとき、その内容を確認しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の確認により、耐震シェルター等の設置が適正に行われていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、川崎市耐震シェルター等設置助成金額確定通知書（第10号様式）により申請者に通知するも

のとする。

(助成金の交付請求)

第 10 条 申請者は、前条の通知を受けた場合においては、通知の日から 30 日以内に、川崎市耐震シェルター等設置助成金交付請求書（第 11 号様式）により、市長に助成金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第 11 条 市長は、第 5 条第 2 項の規定による通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市耐震シェルター等設置助成金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の通知を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに、助成金の交付請求を行わなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第 13 条 市長は、予算の範囲内において、耐震シェルター等の購入及び設置

に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に別表の補助率を乗じて得た額又は同表の限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。ただし、防災ベッド及びテーブルについては、同表の限度額に設置する個数を乗じて得た額を限度とする。

（財産の処分）

第14条 第10条第2項の規定により助成金の交付を受けた申請者は、耐震シェルター等の設置により効用の増加した財産を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28川ま建管第3622号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日30川ま建管第1358号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日31川ま防第649号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川ま防第475号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日4川ま防第650号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日7川ま防第958号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第13条関係）

	補助率	限度額
耐震シェルター	9 / 1 0	300,000 円
防災ベッド及びテーブル	9 / 1 0	100,000 円

#### 別記

様 式	書 類
第1号様式	交付申請書
第2号様式	交付決定通知書
第3号様式	不交付決定通知書
第4号様式	交付変更申請書
第5号様式	交付変更決定通知書
第6号様式	交付変更不承認決定通知書
第7号様式	変更届
第8号様式	取止届
第9号様式	完了報告書
第10号様式	助成金額確定通知書
第11号様式	交付請求書
第12号様式	交付決定取消通知書